



日
二
新
聞

定價一匁

第 十 四 輯

西垣文庫 特
文庫 10
7356
14



特 文庫10
7356
14

日下新聞才十四輯

辰六月出板



○甲府表よかゝて佐沙汰書之写
去八日水野出羽守より相達

當城徳川官臣勤番致居ハ肇先達て勤王無二念趣證書
差出其後不相替精勵致ハ段神妙之候ヨリ然処今般困
安亀之助ハ徳川家相續永仰付封録も近々可定載
付てハ臣子之至情有之徳川家ハ復歸致度者も可有之
又ハ此僂勤仕之望有之ハ族も可有右ハ平生之見込兼
て定策之存ハ條聊無忌諱末十日右出願可定致復歸所



望之輩ハ春族等召連支度調次才帰武有之道路無恙可
成下又ハ如曼迤

王室従事致度輩ハ如何様共御使用可之為在一視同仁
之思召奉戴し生涯之活斗速之決定し去就可中出副総
督

五月

東海道鎮撫

副総督府

参謀印

○政羅巴諸州兵制之事

一 往古政羅巴の諸國ハ封建世録の制度を以て臣子と
養ひ各國の帝王互ニ相攻め國內の貴族互ニ相闘ひ
専ら武と重んじて文を勉め以て字と知るものハ唯僧
徒のみ九國內の人騎馬の戦士ニ非ざるもの以下
者ハ志れと輕蔑さるふと甚し且其戦闘ハおけるも
劍戟一人ニ敵きりて以て功名とあり己甲兵法
を以てものか其戦法武人の階級と三ツに分ち貴族
ハ必馬騎して重大の兵器を携へ其次の者ハ輕便
あり兵器を携ふ輕兵と以て戦と闘き重兵と以て之

と交り才三等ハ歩兵にて其兵器ハ槍劍弓矢あり
千三百年代火器と發明して之と戦争は用ゆるに至
て政羅巴の兵制一変せり各國の貴族等火器を以て
卑賤の具とし之と蔑視して勢へされとも事は臨て
敵に近くとと得ば百歩の外は在て一小弾の爲に斃
さるゝとありふれより世人匹夫の勇と貴をばして
智術と重んじ貴族武人の勢大に衰へたり然れども
貴族亦ハ尚不遊怠の風は慣れて躬く事物を研究
せしむと好せん乃ち一法を設け給金を出して人と雇
ひ新發明の砲術と学ばしめて戦は用ひたり之と兵

卒の初は兵卒とハ英語にてソルジャーと云ふ此
語給金取といふ義あり

前条の如く火器の發明よりして遂に兵卒を雇ふの
法を立て古来世録の制度次第止み且文武の職掌
初て相分れたるハ當に兵備の改正のみは非を國政
の一大変革と云ふ也爾後ハ唯兵卒の募寡を以て
國の強弱と競ふ故に太平の時も給金と与へて兵
卒を養ふの風俗とあり千四百五十年佛蘭西王才七
世「チャールズ」英國と戦て勝ち後患と恐れて國中の貴
族に命し平常の時も兵卒の備を命しめたり之と

常備兵の初と以是より各國よても其法に效ひ今日
に至る中て皆常備兵あり

兵卒たらん者ハ其業前々巧にせざれば給金と得ず
るに由り皆争て之を鍛練し且之を仕用する君將も
用兵の新法を發明して敵に勝らんを欲し無事の時
も兵卒を集めて戦争の誓古とあは即ち訓練の初を
り訓練の法を立てたりハ千五百年代の末荷蘭合衆
政治の大統領マウリットを以て始祖と以
右の如く常備兵を設け平日訓練を怠らざると金とも
歩兵騎兵坐作進退の法未だ整へばして戦争の際動

もされハ混雜を生ずるはとあり千六百年代の初に
瑞典王ゴスターク測量窮理の学を達し用兵の才畧
に富て諸兵運動の法を立て小銃隊を改正し人数を
密に列ねて同時の発砲をするはとを發明し従来の輕
砲隊に重砲と交へ騎兵の廢したるを再興し歩騎砲
三兵の活法初て整齊せり

ゴスタークの後ハ各國にて火器の數日々に増加し
其用法益盛大とあり天下の利害銃砲の右に出るも
のたし千七百五十年の頃普魯士王第二世フレデリッ
クの餘業を繼て専ら意を火器に用ひ新規の工夫を

運らして舊法の闕を補ひ数年より普魯士國の軍
法俄の進歩其威名改羅巴全州を襲て之を恐怖せ
ざるものありこれより各國皆普魯士の法を採用し
世の兵制更に一變せり此時は當りて算數測量の學
漸く明らして陣列進退の法を節するも數學のり
し基ひて其遲速を定む蓋し樂器を鳴らして兵卒の
歩法を節するはともフレデリッキの時より始れり歩
兵の陣列ハ前後三人並びの横陣となり小銃は玉込
とありは銃の込矢を製し火門の形を改めて口葉を
用ひ之より由て大に急祭の便利を増し野戰砲を輕

便し騎兵の甲冑を輕くし戰鬪の法総て猛烈迅速
と趣旨とし騎馬を以て大砲を引くはとも當時の衆
明あり但し散兵を用ゆるハ亞米利加合衆國獨立の
師と初といは當時戰爭の地ハ山林多し亞米利加人散
兵を用て屢英人を窘めたりと云ふ

フレデリッキの後ハ天下の兵制と一新したる者ハ千
八百年代の初佛蘭西帝ナポレオンありあれより先
に改羅巴の兵ハ唯雇ひ人足と戰場に駆逐するのこ
して或ハ死物を用ゆるは奇しきの弊なきは非らば
ナポレオンハ注意し國內の人を尽く兵武を用

